

令和元年第2回上毛町議会定例会会議録

(4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和元年6月14日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番	高西正人	2番	友岡みどり	3番	岩花寛之	4番	田中唯登志
5番	廣崎誠治	6番	宮本理一郎	7番	峯 新一	8番	三田敏和
9番	安元慶彦	10番	茂呂孝志	11番	荒牧弘敏	12番	宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局書記 岩井英樹

○議事日程

令和元年第2回上毛町議会定例会議事日程

令和元年6月14日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第34号 上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第35号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第36号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第37号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第38号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第 8 広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月4日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。

各委員長報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第36号、日程第5、議案第37号、以上2件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生委員会から報告をいたします。

当委員会は6月11日、議会中小会議室において、文教厚生委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時52分開会、9時13分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案2件でした。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

まず、議案第36号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に、子ども未来課長から説明を求めました。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を改正する必要があるということです。ただし、本条例に該当する事業所は本町にはなく、福岡県内では政令指定都市以外で約40、京築管外では行橋市に小規模保育事業所が1カ所あるのみとなっております。

質疑はありました。

質疑。行橋市内にあるということですがけれども、今後、上毛町のほうにそういった事業所ができる可能性があるかということの質疑がありましたけれども、現在の児童等の推移を見る限りでは本町に今後その可能性は低いというふうな回答がありました。

採決を行いました。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第37号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、初めに担当課長に説明を求めました。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでした。

こちらは、条例の文言の修正のみということでありました。

質疑あり。

研修等を受けた場合に、県が運営する事業の研修を受ければいいのかということに対して、解答としては、条例に定められた条件、研修、それから経験年数を経ればそちらの職員になるということでした。

ほかに質疑はございません。

採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）続きまして、日程第2、議案第34号、日程第3、議案第35号、以上2件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は6月11日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前9時24分開会、9時39分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案2件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則に基づき報告をいたします。

議案第34号 上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

災害弔慰金支給に関して、利率のところで措置期間経過後の利息が3%になっていたものを保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は1.5%とする。償還についても月賦償還を可能とする改正案となっている。改正の記述は、公布の日からとなっているとの説明でした。

質疑。災害弔慰金貸付限度はいくらか。

答弁。限度額は350万円です。

討論。討論なし。

採決。上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、

全会一致で可決することに決しました。

議案第35号 上毛町税条例の等の一部を改正する条例について、最初に税務課長の説明を求めました。

内容として、個人住民税関係では、単身児童扶養者の非課税措置の追加です。これは、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている方で前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税にするという措置です。

そのほか、軽自動車軽課の規定整備、いわゆるグリーン化税制ですが、平成29年の一部改正で令和元年10月1日以降廃止されるようになっておりましたが、今回延長される。結果的には、令和3年度までは現行グリーン化税制を継続し、令和4年、5年度において対象を電気自動車のみにする改正になっている。

そのほか、扶養親族等申告書の記載事項、環境性能に関する規定、賦課徴収の特例の規定、大法人の電子申告義務化の所要措置等について説明をもらいました。

質疑。質疑なし。

討論なし。

議案第35号 上毛町税条例等の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第38号、1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会から報告いたします。

当委員会は、6月11日、議員全員及び町長以下執行部の出席をもって開会しまし

た。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された補正予算1件です。当委員会では、付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第38号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第2号）については、最初に総務課長より総括説明を受け、詳細については各課長より説明を受けました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,610万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,595万4,000円とする。

また、債務負担行為を追加する補正予算などの審査が行われました。

当委員会において、慎重に審査した結果、賛成多数で可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 予算決算常任委員長の報告が終わりました。

これから予算決算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第34号 上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。よって、議案第34号 上毛町災害弔慰金の支給等に

関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第35号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第35号 上毛町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第36号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第36号に反対の立場から討論いたします。

この議案の中には、保育の運営基準を緩和するといったことがあり、そのことが保育の質の低下につながるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 議長（宮崎昌宗君）起立多数。よって、議案第36号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

-
- 議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第37号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

- 10番（茂呂孝志君）私は、議案第37号に反対の立場から討論いたします。

この議案は、指導員の資格要件を緩和するものです。指導員の確保と質の向上は指導員の対応改善を図ることではしか指導員の確保と保育の質をあげることにはできないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 議長（宮崎昌宗君）起立多数。よって、議案第37号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第38号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第2号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第38号に反対の立場から討論いたします。

南小学校に駐車場の用地を確保する必要性は認めますが、町は公示価格より高い価格で用地を購入しようとしているが、家屋の解体や土地の造成などに新たな費用が必要となるのに、それにかかわる費用の積算を行っていません。町は駐車場などの確保のために用地を確保するのであれば、用地の購入費とは別に家屋の解体費用、土地の造成費を本会議に予算計上しないと。用地購入価格の是非について審議を行う全体の資料は提出されていないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。よって、議案第38号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）以上で本日の日程は全て終了しました。

令和元年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時19分